

渇水についてのQ&A

Q1 呑吐ダム・大川瀬ダムが枯渇するのは、いつ頃になりますか？

A1 このまま雨が降らなければ、10月上旬となる見込みです。（令和7年8月21日時点）

Q2 給水が停止になるときは、どのように周知するのですか？

A2 給水停止の1週間程度前にHP・防災メール・ビラ配布でお知らせします。

Q3 水道水の使用量削減とありますが、どのようにしたらよいのですか？

A3 配布したビラの裏面や水道工務課HPに記載しています。各家庭のできる範囲でご協力をお願いします。

Q4 いつまで水道水使用量の削減を行えばよいのですか？

A4 県営水道からの取水制限が解除になるまでとなりますが、具体的な見通しはありません。

取水制限状況やダムの貯水率については、水道工務課HPで随時更新しています。

取水制限が解除された場合は、HP・防災メール等でお知らせします。

Q5 給水停止になるのは、どこですか？

A5 現在の想定は、自由が丘・緑が丘・青山・志染・情報公園等となっています。

具体的な範囲は、給水停止の1週間程度前にHP・防災メール・ビラ配布でお知らせします。

Q6 給水停止とならない旧三木などの地区（吉川町除く）も使用量を削減する必要があるのですか？

A6 吉川町を除く全域での水源の有効利用を計画しているため、使用量削減にご協力ください。

Q7 吉川町が水道水使用量の削減を要しないのはなぜですか？

A7 吉川町域の水道水源が青野ダムなどとなっており、水源が違うためです。

Q8 市として対策などはしていますか？

A8 節水のお願いのHP・防災メール・ビラ配布・広報車両による呼びかけを実施するとともに、渇水対策本部を立ち上げ、

給水停止になった場合の対応を関係部署と協議しています。

また、給水停止範囲が小さくなるよう現在配水区域の切替え作業と他の配水池から水を送水する作業を実施しています。

Q9 切替え作業時の水道水の濁り（赤水・白水）があった場合の対処はどうしたらいいですか？

A9 配水区域切替え作業の影響範囲のお客様には、事前にお知らせビラを投函して対応方法について周知しています。

お知らせビラがなく、濁りがあった場合は、水道お客様センターまでご連絡ください。

※赤水・・・水道管内に付着していた鉄分等が溶け出し赤く濁った水となること。

 赤水の成分である鉄分を含んだ水を飲んでも人体への吸収率は低く、大部分がそのまま体から排出されます。

 少量を誤って飲んでしまっても健康への影響はありませんが、飲用・洗濯への使用はお控えください。

※白水・・・水道管内に空気が入り白く濁った水となること。容器に入れて徐々に透明になる場合は、飲んでしまっても

 健康への影響はありません。

Q10 給水停止になった場合に水の確保はどうしたらいいですか？

A10 給水所を開設予定です。水を入れる割れにくい容器をご準備ください。

給水所の場所と開設時間については、給水停止の1週間程度前にHP・防災メール・ビラ配布でお知らせします。

Q11 給水停止になると蛇口から水はでないのでしょうか？給水停止の期間はいつまでなのですか？

A11 水が出ない場所、濁った水が出る場所など給水停止の区域のなかでも状況が異なり、給水停止の間は同じ状況が続く想定

をしています。

給水停止期間についての具体的な見通しはありません。

Q12 病院、学校、福祉施設なども給水停止になるのですか？

A12 給水停止の範囲内では全ての施設で給水が止まります。

給水停止になった場合の応急給水方法については、関係部署と協議しています。

詳細については、給水停止の1週間程度前にHP・防災メール・ビラ配布でお知らせします。

Q13 給水停止になった場合に店舗等への営業補償はありますか？

A13 三木市水道事業給水条例の定めにあるとおり、水道事業からの営業補償等は考えておりません。